

令和 8 年 9 月
浜田市議会定例会議議案
(議会追加提出分)

令和 8 年 9 月 30 日

令和 8 年 9 月 浜田市議会定例会議付議事件（追加）

議 案

発議第 5 号 令和 7 年度決算認定に対する附帯決議について

発議第 5 号

令和 7 年度決算認定に対する附帯決議について

令和 7 年度決算認定に対する附帯決議を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 8 年 9 月 30 日 提出

予算決算委員会

委員長 串 崎 利 行

令和 7 年度決算認定に対する附帯決議

地方自治法第 233 条第 5 項に基づき提出される「主要施策等実績報告書」は、主要な施策の成果を明らかにし、決算審査を通じて事業の効果を検証するための重要な資料である。

しかし、現状では実施実績の記載が中心となっている事業も見受けられ、予算執行によってどのような成果や効果が得られたのかという検証には、なお改善の余地がある。決算において成果や課題を明らかにし、可能な限り成果指標を用いた客観的な評価を行い、その結果を次年度以降の予算編成及び事業の見直しに反映する仕組みが必要である。

また、令和 7 年度一般会計決算の不用額は 10 億 9,381 万 1,579 円となり、前年度比 7.0% 増となっている。不用額については、事業の進捗状況や執行見込みを適時に把握し、減額補正や低執行事業の検証を行い、予算見積りや事業手法の改善につなげることが重要である。

加えて、契約事務については、浜田市契約規則第 33 条に基づく検査員の指名において、不適切な運用が行われていた実態が見受けられる。

よって、「認定第 1 号 令和 7 年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について」「認定第 2 号 令和 7 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」「認定第 3 号 令和 7 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について」「認定第 4 号 令和 7 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」「認定第 5 号 令和 7 年度浜田市水道事業会計決算認定について」「認定第 6 号 令和 7 年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について」「認定第 7 号 令和 7 年度浜田市下水道事業会計決算認定について」に対し、下記の事項に配慮して取り組まれるよう要望する。

1 事務事業評価の充実について

各事業について、その成果・効果を客観的に検証できるよう、可能な限り成果指標を設定し、執行部自らが事務事業評価を行うこと。その結果を議会及び市民に分かりやすく示すとともに、事業の継続、改善又は廃止の判断を含め、次年度以降の予算編成及び事業の見直

しに反映すること。

2 不用額の適切な減額補正について

事業の進捗状況及び予算の執行見込みを適時に把握し、年度内に執行しないことが明らかとなった予算については、可能な限り適切な時期に減額補正を行うこと。

3 低執行业業の検証について

低執行业業をより早期かつ幅広く把握できるよう、現在の精査基準及び運用方法の見直しを検討すること。また、不用額が生じた事業及び執行率の低い事業について、その要因や予算見積りの妥当性等を検証し、その結果を次年度以降の予算編成及び事業手法の改善に反映すること。

4 契約事務の適正化について

浜田市契約規則第 33 条に基づく検査員の指名手続において、工事以外の契約等で長年慣例的な処理が行われていた実態が見受けられる。過去の再検査までは求めないものの、適切な手続の確保は重要である。

執行部におかれては、以後の契約事務において規則に基づく適切な対応・見直しを速やかに検討し、適正な事務執行に努められたい。

5 取組状況の議会への報告について

本決議に基づく取組状況について、令和 9 年度当初予算編成までに議会へ報告すること。

以上、決議する。

令和 8 年 9 月 30 日

浜 田 市 議 会